

# 申請等の手続で 困ったら・・・

行政手続制度について

どのような基準で許可  
されるんやろう？

いろいろな指導を  
受けたんやけど・・・



©2014 大阪府もずやん

**Q1** 申請はしたのですが、どのような基準で許可になるのか分かりません。



**A1** 許可等の審査基準は、原則として、公にしています。申請等の窓口で聞いてみてください。

**Q2** 窓口の職員から「これでは無理です」と言われ、審査もしてもらえずに、申請書を返されたのですが。



**A2** 行政庁は、申請書の記載事項に不備等があっても、受け付けないということはありません。そのような場合、遅滞なく審査を開始するように求めることができます。

**Q3** いつごろ許可が下りるのか知りたいのですが。



**A3** 行政庁は、標準処理期間を定めるように努めること  
また、申請等の結論の出る時期の見通しを示すように  
努めることとされていますので、申請等の窓口で聞いて  
ください。

(※)標準処理期間は、目安ですので、この期間内に  
必ず結論が出るとは限りません。

Q4 行政からいろいろな指導を受けたのですが、  
必ず従わないといけないのでしょうか。



A4 その指導が、行政指導かどうか、聞いてみてください。  
行政指導は、必ず従わなければならない義務はありません。  
(※)行政指導を行う者は、その行政指導の趣旨、内容、責任者等を明確に示すこととされています。

Q5 口頭で行政指導を受けたのですが、その内容を  
書面でもらえないのでしょうか。



A5 「行政指導の内容を書面ください」と求めることができます。行政指導を行う者は、原則として、書面を交付しなければなりません。

Q6 法令違反行為があったということで、是正するように行政指導を受けましたが、違反の事実はなく、行政指導を中止してほしいのですが。



A6 そのような場合、行政指導をした行政機関に対し、行政指導の中止を求める申出書を提出することができます。  
申出書の記載事項は、3ページをご覧ください。

## 行政手続の基礎知識

- 行政手続法 … 原則として、法令に基づいて行われる申請に対する処分、不利益処分及び届出に適用されます。
- 大阪府行政手続条例 … 大阪府の条例等に基づく処分及び届出並びに大阪府の機関が行う行政指導に適用されます。
- 申請 … 許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいいます。
- 不利益処分 … 行政庁が法令や条例等に基づき、特定の者に対して、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいいます。
- 行政指導 … 行政機関が特定の者に一定の行為を行うように（又は行わないように）求める行為（指導、勧告、助言など）で処分に該当しないものをいいます。
- 届出 … 行政庁に対して一定の事項を通知する行為（申請を除きます。）で、法令や条例等によりその通知が義務付けられているものをいいます。

## 不利益処分と届出について

- 不利益処分（許可の取消し、営業停止命令、改善命令など）をするかどうか等の具体的な基準（処分基準）について、公表されているものもあります。
- 届出は、法令に定める形式要件を満たしているものが、提出先の機関に届いたときは、届出の義務は果たされたこととなります。

## 審査基準等の検索

審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導指針は、大阪府のホームページ「審査基準等検索」でも検索できます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o040010/houbun/sinsakijun/index.html>

## 行政指導の中止等の求めに係る申出書の記載事項

- 1 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
  - 2 当該行政指導の内容
  - 3 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
  - 4 前号の条項に規定する要件
  - 5 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
  - 6 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項
- （※ 行政指導が、その相手方について意見陳述を経てされたものであるときは、行政指導の中止等の求めはできません。（大阪府行政手続条例第 35 条））

## 問い合わせ先

申請や届出などでわからないことがあれば、窓口の担当課にお問い合わせください。



総務部法務課法規グループ 平成 29 年 9 月作成（平成 31 年 1 月イラスト表記変更）  
〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前 2 丁目  
TEL 06-6944-6109(直通)